

エコツアーリズム推進方策検討会提言

付属資料

- ・エコツアーリズム推進法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・エコツアーリズム推進の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ・環境省施策の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・事業仕分けの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ・エコツアーリズム推進方策検討会（1～4回）の議事概要・・・・ 11

●法の目的（第1条）

エコツーリズムが自然環境の保全、地域における創意工夫を生かした観光の振興及び環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有することにかんがみ、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定その他のエコツーリズムを推進するために必要な事項を定めることにより、エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

●エコツーリズムの定義（第2条）

「エコツーリズム」とは、観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。

●法の基本理念（第3条）

エコツーリズムは、自然観光資源が持続的に保護されることがその発展の基盤であることにかんがみ、自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従って実施されるとともに、実施の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを反映させつつ実施されなければならない。

2 エコツーリズムは、特定事業者が自主的かつ積極的に取り組むとともに、観光の振興に寄与することを旨として、適切に実施されなければならない。

3 エコツーリズムは、特定事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携し、地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを旨として、適切に実施されなければならない。

4 エコツーリズムの実施に当たっては、環境の保全についての国民の理解を深めることの重要性にかんがみ、環境教育の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

●国の責務

【第4条 エコツーリズム推進基本方針の策定】

政府は、基本理念にのっとり、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 エコツーリズムの推進に関する基本的方向
- 二 次条第一項に規定するエコツーリズム推進協議会に関する基本的事項
- 三 次条第二項第一号のエコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項
- 四 第六条第二項のエコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項

五 生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項

6 基本方針は、エコツーリズムの実施状況を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。

【第6条 エコツーリズム推進全体構想の認定】

2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があつた全体構想が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置その他の全体構想に定める事項が確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。

【第7条 認定全体構想の周知】

主務大臣は、インターネットの利用その他の適切な方法により、エコツーリズムに参加しようとする観光旅行者その他の者に認定全体構想の内容について周知するものとする。

【第13条 技術的助言】

主務大臣は、広域の自然観光資源の保護及び育成に関する活動その他の協議会の活動の促進を図るため、協議会の構成員に対し、必要な技術的助言を行うものとする。

【第14条 情報の収集等】

主務大臣は、自然観光資源の保護及び育成を図り、並びに自然観光資源についての案内又は助言を行う人材を育成するため、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。

【第15条 広報活動等】

国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、エコツーリズムに関し、国民の理解を深めるよう努めるものとする。

【第16条 財政上の措置等】

国及び地方公共団体は、エコツーリズムを推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

【エコツーリズム推進基本方針 第1章-3 我が国のエコツーリズムが目指すべき方向性】

3 我が国のエコツーリズムが目指す方向性

(1) エコツーリズムの推進によって長期的に目指す姿

我が国において、エコツーリズムを推進する長期的な目標、つまり将来的に

目指す姿は、次に挙げることが実現していることが考えられます。

ア 地域では

地域では、エコツーリズムが地域に定着することで、観光旅行者、ガイド、地域住民、観光事業者、ボランティアなどの関係団体が相互に関わり合い、協力することで地域が結束し、コミュニティが再生するとともに、地域外の人たちとの交流により新しいつながりが生まれ、コミュニティが発展していきます。

このようなつながりによって、エコツーリズムに関わる取組が事業としても成り立ち、新しい経済的な仕組みとして地域に根づくことにより、地域の自然環境をより良く保全管理しようとする意識と意欲が喚起されます。このような自然環境の保全と地域の活性化がより良く循環することによって、環境に配慮した手法を用いて、地域全体が自律的かつ持続的に自然観光資源を管理し、利用しようとする「ワイズユース」が更に進展し、地域の経済的精神的な自立が実現します。

また、このような取組を通じて、地域の子どもたちにも地域に対する誇りや愛着が生まれ、未来へと受け継がれていきます。

イ 参加者は

住民や観光旅行者、中でも子どもなどのプログラム参加者は、各々の段階に応じた間口の広い体験や奥の深い体験を通じて、環境意識を持ち帰ります。地球環境に思いを馳せ、行動することのできる人たちが増えることによって、人々のライフスタイルに良い変化が生まれます。

ウ 国内では

上記のような取組が地域の中で深まる「持続可能な地域社会」が地域から地域へと伝播していくことで、それぞれがつながりを持ち、それらが国内全体で集合することで「持続可能な社会」が実現します。

また、このような取組が一助となって、観光に関わるすべての人々に環境保全についての理解が深まります。

エ 海外へは

さらに、海外の人たちには、人と自然が共生してきた我が国のさらなる魅力を伝えるとともに、この考え方が世界に向けて発信されます。

(2) 重点的に取り組むべき当面の課題

上記の姿の実現を目指し、エコツーリズムを推進していく上で、重点的に取り組むべき当面の課題は以下のとおりです。

ア 地域への支援

- ・エコツーリズム推進に係る協議会などの適切な運営（効果的な技術的助言、指導としての専門家派遣）
- ・取り組む地域に対するノウハウの提供と情報の共有化

イ 人材育成

- ・地域における人材育成への支援
- ・ガイドの育成

- ・エコツーリズムに関わる地域のコーディネーターの育成

ウ 戦略的広報

- ・認知度を高め、産業としての採算性を向上させるための重点的かつ戦略的情報発信
- ・「エコツーリズム」のイメージアップ

エ 科学的評価方法に関する調査研究

- ・実践的なモニタリング及び評価手法などの研究

オ 他施策との連携強化

- ・学校教育、社会教育施策との連携
- ・農山漁村の活性化施策との連携
- ・観光圏の整備施策との連携
- ・ニューツーリズムの創出・流通施策との連携
- ・その他観光諸施策との連携

●市町村の役割

【第5条 エコツーリズム推進協議会の設置】

市町村は、当該市町村の区域のうちエコツーリズムを推進しようとする地域ごとに、次項に規定する事務を行うため、当該市町村のほか、特定事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他のエコツーリズムに関連する活動に参加する者並びに関係行政機関及び関係地方公共団体からなるエコツーリズム推進協議会を組織することができる。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

- 一 エコツーリズム推進全体構想を作成すること。
- 二 エコツーリズムの推進に係る連絡調整を行うこと。

【第6条 エコツーリズム推進全体構想の申請】

市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成したときは、主務省令で定めるところにより、当該全体構想について主務大臣の認定を申請することができる。

【第8条 特定自然観光資源の指定】

全体構想について第六条第二項の認定を受けた市町村の長は、認定全体構想に従い、観光旅行者その他の者の活動により損なわれるおそれがある自然観光資源であって、保護のための措置を講ずる必要があるものを、特定自然観光資源として指定することができる。ただし、他の法令により適切な保護がなされている自然観光資源として主務省令で定めるものについては、この限りでない。

【第10条 特定自然観光資源への立ち入りの制限】

市町村長は、認定全体構想に従い、第八条第一項の規定により指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがある

ると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りにつきあらかじめ当該市町村長の承認を受けるべき旨の制限をすることができる。ただし、他の法令によりその所在する区域への立入りが制限されている特定自然観光資源であつて主務省令で定めるものについては、この限りでない。

【第15条 広報活動等】

国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、エコツーリズムに関し、国民の理解を深めるよう努めるものとする。

【第16条 財政上の措置等】

国及び地方公共団体は、エコツーリズムを推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする

エコツーリズム推進の経緯

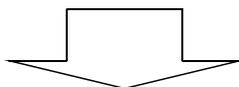
付属資料

(第1回エコツーリズム推進会議(H15.11.12)配布資料から引用作成)

- **エコツーリズムが最初に提唱されたのは、一般にIUCN（国際自然保護連合）が「第3回世界国立公園会議」で議題にとりあげた時といわれている。**

1982年 IUCN 第3回世界国立公園会議においてエコツーリズムが「自然保護の資金調達機能として有効」とされる。

1985年 WTO（世界観光機関）、UNEP（国連環境計画）が「観光と環境に関する共同宣言」において「環境の保護と改善は観光の調和の採れた開発にとって基本的条件」とする。

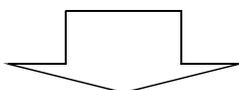


- **日本では、環境庁（当時）がエコツーリズム推進のための検討調査を開始。白神山地と屋久島の世界自然遺産登録を契機に国立公園地域など自然度の高い地域などにおいて、エコツアーを実施する事業者が見られるようになる。**

1989年 小笠原ホエールウォッチング協会が発足

1991年 環境庁が「沖縄におけるエコツーリズム等の観光利用推進方策検討調査」を開始

1992年 日本が世界遺産条約に加盟し、翌年、白神山地、屋久島が世界自然遺産に登録。この頃から、エコツアーを実施する民間事業者が全国で活動開始（西表島、屋久島、軽井沢、知床など）



- **エコツーリズム推進を目指した全国規模の推進組織や地域組織の設立がみられ、沖縄県や東京都が、エコツーリズム推進に向けた具体的な取り組みを明確にしている。エコツーリズム推進会議において、エコツーリズムの推進が国の施策として位置付けられ、議員立法により「エコツーリズム推進法」が制定された。**

1996年 西表島エコツーリズム協会設立

1998年 日本エコツーリズム推進協議会（現：日本エコツーリズム協会）設立

1999年 屋久島エコガイド連絡協議会設立、東村エコツーリズム協会設立

2002年 ケベック（カナダ）にて世界エコツーリズム・サミット開催。

東京都が「東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱」で、小笠原村の特定エリア入域に関する自主ルールを設定。

「沖縄振興特別措置法」にエコツーリズム推進のための措置が盛り込まれる。

2004年 エコツーリズム推進会議において5つの推進方策が決定され、モデル事業（13地域）などを開始

2007年 「エコツーリズム推進法」の成立、翌年施行

2008年 「エコツーリズム推進基本方針」が閣議決定

2009年 埼玉県飯能市のエコツーリズム推進全体構想が認定（第1号）

(1) エコツーリズム推進会議について

- 平成15年11月から平成16年6月にかけて、有識者と関係府省で構成するエコツーリズム推進会議（議長：小池環境大臣）を開催
 - ・推進会議3回開催、委員27名
 - ・推進会議幹事会5回開催 委員24名
- 推進会議で、エコツーリズム推進の利点及び課題等から、課題解決に向けた方策について検討を実施し、5つの推進方策を決定。

(2) 5つの推進方策について

- ① エコツーリズム憲章（平成16年度制定）

エコツーリズムの理念を、行政、民間事業者、ボランティア、地域住民、旅行者等の様々な人に、分かりやすい形で普及するため、エコツーリズム憲章を制定
- ② エコツアー総覧（平成22年度まで継続）

エコツアーの参加を促進するため、全国のエコツアー事業者、ツアー内容、環境配慮の取り組み等の情報をインターネットで公開
- ③ エコツーリズム大賞（平成22年度まで継続）

エコツーリズム推進のため、エコツーリズムを実践する地域や事業者の環境への配慮や地域づくり等の優れた取組を表彰
- ④ エコツーリズム推進マニュアル（平成16年度作成；19年度改訂）

エコツーリズム推進に取り組む地域に向けて、推進の基本的な手法やポイントをまとめたマニュアルを作成
- ⑤ エコツーリズムモデル事業（平成16年度から18年度）

地域においてエコツーリズムの仕組み作りを実際に行うとともにエコツーリズムに取り組む他の自治体等への普及を目的とし、13のモデル地区を支援

(3) エコツーリズム推進法の施行に伴う施策について

- ① 法施行経費

協議会への参画、全体構想の認定、連絡調整等法律の適切な施行に要する経費
- ② 技術的助言

国立公園、世界遺産地域、トップランナー地域等の地域協議会への技術的助言
- ③ 情報の収集等

自然観光資源の保護・育成、ガイド等人材育成のための情報収集、整理、提供
- ④ 広報活動等

フォーラムの開催、エコツーリズム大賞、エコツアー総覧等エコツーリズムに関し、国民の理解を深めるための広報活動等

エコツーリズム関連施策の推移(H16~H22)

5つの推進方策

(H16 推進会議で決定)

H16
~18

○エコ
ツーリズム
憲章の
制定

○エコツーリズム推
進モデル事業
(全国から13地域を
公募で選定)

○エコツー
リズム推
進マニ
ュアル
の作成

○エコツーリズム
大賞(地域の優れた
取組や先進的な
取組を大臣表彰)

○エコツアー総覧
(ツアー業者、宿泊
業者などのツアー
情報発信)

H19

技術的助言

国立公園、世界遺産地域、トップランナー地域等の地域協議会等への**技術的助言**など

人材育成

**エコインストラクター
人材育成事業**
(民間施設の活用した長期
間の実地研修など)

広報活動、情報の収集等

- ・全国セミナー開催
- ・フォーラム等イベント開催
- ・エコツーリズム大賞
- ・エコツアー総覧
- ・推進マニュアルの改訂

H20

法施行経費

国立公園、世界遺産地域、トップランナー地域等の地域協議会等への**技術的助言**など

エコインストラクター

- ・全国セミナー開催
- ・フォーラム等イベント開催
- ・エコツーリズム大賞
- ・エコツアー総覧
- ・Webサイトの運営

H21

法施行経費

国立公園、世界遺産地域、トップランナー地域等の地域協議会等への**技術的助言**など

エコインストラクター

- ・全国セミナー開催
- ・フォーラム等イベント開催
- ・エコツーリズム大賞
- ・エコツアー総覧
- ・Webサイトの運営

H22

法施行経費

・エコツーリズムによる利用適正化事業
(国立公園、世界遺産、トップランナー地域等における適正な利用のための地域協議会への**技術的助言**など)
・**アドバイザーの派遣**(専門家によるアドバイス)
・**グリーンツーリズムとの連携**
(グリーンツーリズムとの融合による魅力的なプログラムづくりや地域活性化への支援)

- ・全国セミナー開催
- ・フォーラム等イベント開催
- ・エコツーリズム大賞
- ・エコツアー総覧
- ・Webサイトの運営
- ・**実態調査、情報収集**

事業仕分けの概要

(行政刷新会議ホームページより引用)

ワーキンググループ B 評価コメント

事業番号 B-9 エコツーリズム総合推進事業費

評価者のコメント

- 全体的な戦略ができるまで計上は見送るべき。
- 効果（アウトカム）が検証できない。
- 環境保全の為の調査業務なども含め、地域の自主的取り組みを促す施策に集中すべき。
- ガイドの養成、ツアー地域の環境保護に特化すべきではないか。
- 不要不急。法律上の普及啓発義務があるからといって予算立てを行うのは短絡的なアプローチ。公報情報の告知等に切り替え、自然環境保全と鳥獣保護を別途講ずるべき。
- 事業としての目的が不明確。民間において既に環境的視点のツアーは存在しており、環境意識の向上という事業目的はあまり国としての優先度は高くないのではないかと。雇用確保の意味はあるかもしれないが、それは環境省の守備範囲ではないのではないかと。
- 既に自立をしている地域が数多く見られ地域内連携もはかられている。過疎で自立できない、ガイドも育てていないという見方そのものが余計な事業につながっているのでは（グリーンツーリズム、体験宿泊研修、分水嶺トレイル等）。
- 一部事業については受益者が明確であり、受益者負担等の予算縮減の余地があると考えられる。
- 他省庁の同種の事業との調整を行い総合的な戦略が必要である。
- 政策官庁として国全体（他省庁）の事業をとりまとめることにより縮減すべき。
- エコツーリズム事業を担当する（環境・農水・国交・文科）四省庁間での縦割り行政上のコミュニケーションは年一回のミーティングでは不十分である。どうしても重複が起これば、予算上のムダが避けられない執行状況にある。H16年度から7年間実施されているが、期限を定めて民間や地域に委ねる時期の明確化が求められる。特にJTB等大手機関による総合評価は止めて本省職員で実施すべきである。
- 各省・自治体のアドバイザー役として徹し、事業主体とはしない。
- 紹介事業については民間で充分ではないか。
- HP事業は廃止すべき、環境省は自然の保護の普及に徹するべき。
- 民間旅行業者旅行案内HPに使われていて、国費の支出としては不適切。
- エコツアー・エコツーリズムの認識は国民の中で高まっている。この事業の必要性はほとんどない。これ以上継続すれば民業圧迫になる。
- エコツアーとエコツーリズムの違いは訴求すべきだが、もっと小規模予算でできることを考えるべき。そして、個別支援ではなく、認知に活動の中心を移すべき。

WGの評価結果

エコツーリズム総合推進事業費

来年度の予算計上は見送り

- ① 国の事業として廃止 5名
- ② 来年度の予算計上は見送り 3名
- ③ 予算要求の縮減 4名
 - a. 半額 3名
 - b. 1/3 程度を縮減 1名
 - c. その他 0名
- ④ 予算要求通り 0名

とりまとめコメント

本事業については、評価者12名のうち、廃止が5名、予算計上見送りが3名、予算縮減が4名、うち3名が半減、1名が1/3縮減であった。

評価者からは、効果・アウトカムが検証できない、地域の自主的な取り組みを促す施策に集中すべき、法律上の普及啓発義務があるからといって予算計上を行うのは短絡的、全体的な戦略ができるまで予算計上は見送るべき等の意見があった。

以上をもって当WGとしては予算計上見送りとさせていただく。エコツーリズムにおいて環境省が何をすべきかが問われている。他省庁との役割分担を含め、真摯にこの結果を受け止め、検討していただきたい。

エコツーリズム推進方策検討会（1～4回）の議事概要

第1回エコツーリズム推進方策検討会議（議事概要）

1. 日 時

平成23年2月14日（月） 18:30～20:30

2. 場 所

中央合同庁舎5号館 共用第9会議室

3. 出席者

（委員）

海津ゆりえ、川嶋直、栗田慎也、下村彰男、山下正樹、横山隆一（五十音順、敬称略）

※委員の互選により座長は下村委員。

（オブザーバー）

文部科学省家庭教育支援室、農林水産省都市農村交流課、観光庁観光資源課
（事務局）

環境省自然環境局長、大臣官房審議官（自然環境担当）、自然環境局総務課長、
自然環境局総務課自然ふれあい推進室長

4. 議 事

- （1）日本におけるエコツーリズムの取組について
- （2）事業仕分けでの指摘について
- （3）その他

自然ふれあい推進室長より、資料を用いて説明をしたのち、各委員による意見交換。

（主な発言要旨）

【エコツーリズムの概念等】

- 検討会の中でエコツーリズムについての共通認識を持って議論を進める必要がある。
- エコツーリズムや本検討会の最終目標を見据えながら議論を進めていくことが必要。
- 自然保全の在り方、経済状況等は地域によって違いがあるにもかかわらず、『エコツーリズム』という一つの言葉でのみ語られていることに違和感がある。
- 自然の保全と利用（環境と経済）の好循環を導く魅力的なキーワードに聞こえるが、オーバーユース等による矛盾も考えられ、現実的に両者が両立しているのか疑問。
- 法律等により理念や枠組みは確立されたが、ツアーや協議会の実態が必ずしも本来の趣旨に合致していないなど、内容が伴っていない地域がある。
- エコツーリズムを構成する担い手は、①地域住民、②旅行会社、③専門家、④行政、⑤観光旅行者の5主体で整理することができる。特に観光旅行者が主体として関わるのが大きな特徴。また、各主体の関与の仕方、主体間のバランス、各主体が担うガイドとしての役割等は地域の実情によって多様。
- 二元論としての自然の保全と利用ではなく、両者の関係性の強化により実現する持続的なシステム・人と環境との新しい関わり方／仕組みづくりといった新しい概念とし

てとらえられる。

【エコツーリズム推進の効果】

- エコツーリズムの推進によって、国立公園等における自然の保全と利用の両立が図られている。また、地域住民による地域資源の再発見や住民意識の高まりなどを通じて活性化につながっている地域がみられる。
- 特出した自然観光資源のない地域における自然環境保全の対策手段としてエコツーリズムは有効。
- 若者がエコツーリズムを理解することで観光の見方などの意識が変わり、それが自然の保全につながることを期待できる。
- 自然体験の受け入れをしている事業者や里地里山等での地域づくりを進めている者は『エコツーリズム』という言葉を使っていないが、エコツーリズムの趣旨にかなった活動をしている場合が多い。

【エコツーリズム推進の施策】

- これまでの施策そのものは悪くはない。ビジョン（数年後のあるべき姿と数値目標）や、それを達成するための手段・役割を明確にした上で、戦略的に進めることが重要。
- 国の役割と其中で環境省の担う役割を明確にするべき。
- 自然の保全と利用の状況は地域によって異なっており、法律では、地域が主体となり地域の実情に応じた計画（＝エコツーリズム推進全体構想）を策定することが定められている。地域の計画策定を支援することが国の役割。
- 計画づくりは、地域の人々が主体となっていくべきであるが、その際、研究者等の参画により専門的知見を反映することが大切であり、そのコーディネート機能が必要。
- 自然資源やその保全方法についての情報は地域で十分に蓄積されているが、自然の保全を実践する際の費用が不足している。その部分への支援が行政の役割。
- エコツーリズムにとってガイドの存在は必要不可欠。そのような人材の育成と併せて育成された人材が活躍できる場の確保が必要。
- 地域での取組を進めるに当たっては、やる気があって取組の核となる主体の存在が大切。そのような主体をつくるための支援が必要。
- 社会にエコツーリズムの意義や効果が十分に伝わっていない点は反省すべき。伝え方についての検討が必要。
- 地域が自然の保全と利用の両立に取り組む動機づけとなる理由をしっかりと示すことが必要。
- 次世代の担い手を育てる観点から、学生等若い世代への普及啓発が必要。

【事業仕分けについて】

- エコツーリズムの推進はこれからという時期であり、仕分けの結果は残念。
- 時間的な制約もあり、十分に意義が伝わっておらず議論も深まっていない。
- エコツーリズムについての共通認識があることが前提の議論であったため、こういう結果になったと考えられる。
- エコツーリズムの推進自体が否定されてはいない。
- 全体的な戦略がないという指摘はもっとも。

（以上）

第2回エコツーリズム推進方策検討会議（議事概要）

1. 日 時

平成23年4月25日（月） 14:00 ～ 16:00

2. 場 所

中央合同庁舎5号館 共用第6会議室

3. 出席者

（委員）※五十音順敬称略

川嶋直、栞田慎也、下村彰男（座長）、山下正樹、横山隆一

（オブザーバー）

文部科学省家庭教育支援室、観光庁観光資源課

（事務局）

環境省大臣官房審議官（自然環境担当）、自然環境局総務課長、
自然環境局総務課自然ふれあい推進室長、
自然環境局総務課自然ふれあい推進室専門官

4. 議 事

（1）エコツーリズムに取り組む団体からのヒアリング

①株式会社ジェーティービー事業創造部企画担当マネージャー 樋口 氏

②飯能市エコツーリズム推進室長 大野 氏

③有限会社屋久島野外活動総合センター代表取締役 松本 氏

（2）意見交換（冒頭、国立公園関係市町村へのアンケート調査の結果概要について事務局から説明）

（3）その他

5. 主な発言要旨

【エコツーリズムの推進に係る現状】

- エコツアーのマーケット規模は小さく商品化が困難。ビジネスとして確立しにくい状況下では、積極的な広告も難しい。
- エコツーリズムのような環境付加価値は、旅行商品を買う際の消費者マインドに大きな影響は与えない。
- 多くの自然学校が直売する自然体験プログラム商品を統合して販売することは、情報が整理しきれないなどの限界があり困難。
- 地域の状況・住民の意識等によって、エコツーリズムの推進に係る地域経済発展・観光振興・環境教育等に対する効果は様々。
- エコツーリズム推進法に基づく全体構想における利用調整について、経済停滞といった懸念等から、地域における合意形成が困難。
- エコツーリズムを推進する上で必要な日常的なモニタリングは地域の主体が担うことが可能。

- エコツーリズムは言葉として広まってきているが、人々のイメージ・捉え方・理解度

には大きなばらつきがある。また、概念が広く抽象的であり、他のニューツーリズムの概念と混然していることなどから一つの言葉で整理が困難。

○エコツーリズムに対する観光という認識は低く、その経済効果は少ない。

【エコツーリズムの推進に係る課題】

○エコツーリズムの目的である地域振興・観光振興・環境教育等をバランスよくプログラム化し、実施すること。

○里地里山におけるエコツーリズム等は定期的な人の手入れ（管理）が行われることにより成り立つものだが、それを可能にするためのインセンティブとして、管理者自身が楽しむ要素を含めること。

○産業（金儲け）に結びつけられるエコツアーの開発。

【国が担うべき役割】

○国のPRにより社会全体にエコツーリズムをもっと浸透させる必要がある。地域や民間で実施の困難な規模のモニタリング調査や専門家による調査等を実施するなどして、特に地域に対してはエコツーリズム推進による観光振興・地域経済発展等のメリットをわかりやすく、経済的・科学的根拠をもって示すべき。

○エコツアーの形態による区分や関係省庁との整理等によりエコツーリズムの明確化を図る必要がある。

○エコツーリズム商品の需要と供給のミスマッチを解消する必要がある。

○「エコツーリズム」のブランド化が必要。その際、既存のエコツアー大賞といった、いわば上からのお墨付きのほか、例えば、SNS等によるエコツーリストとの協働や口コミ情報によるブランド化等の手段について検討すべき。

以上

第3回エコツーリズム推進方策検討会議（議事概要）

1. 日 時

平成23年6月1日（水） 17:00 ～ 20:00

2. 場 所

中央合同庁舎4号館 全省庁共用123会議室

3. 出席者

（委員）※五十音順敬称略

海津ゆりえ、川嶋直、栗田慎也、下村彰男（座長）、山下正樹（代理：天田雄也）、
横山隆一

（オブザーバー）

文部科学省男女共同参画学習課新木社会教育官
農林水産省都市農村交流課内田課長補佐
観光庁観光資源課井上ニューツーリズム推進官

（事務局）

環境省大臣官房審議官（自然環境担当）、自然環境局総務課長
自然環境局総務課自然ふれあい推進室長
自然環境局総務課自然ふれあい推進室専門官

4. 議 事

（1）エコツーリズムに取り組む主体からのヒアリング

①NPO 法人ねおす 高木晴光 氏

②NPO 法人全国まちづくりネットワーク理事 渡邊法子 氏

③大橋予暇研究所代表大橋祿郎氏からのヒアリング概要

（2）エコツーリズム関連施策について

文部科学省、農林水産省、観光庁

（3）意見交換

（4）その他

5. 主な発言要旨

【エコツーリズムの推進に係る課題】

- 協議会の主体が多様なため、決定のプロセスに時間がかかり、エコツーリズム全体構想を策定する機運が醸造されにくい。
- エコツーリズムの推進のためには、合意形成や管理上の課題等はあるが、旅行者の募金を原資としたファンド等も必要。
- エコツアーガイドだけで生計を立てることは世界的に見ても困難であり、ガイド

自身が地域社会の一員として地域内のさまざまな役割を担うことが大切。

- ツアー内容が同様であってもネーミングにより集客が異なるなど、表現や情報発信の方法が難しい部分がある。
- 観光による地域づくりではなく、地域づくりのための観光という考えが重要であり、エコツーリズムの推進のためには、地域の核となる人材の育成が不可欠。
- 旅行者の視点に立ったエコツーリズムのPRが不足しており、周知方法や周知媒体の再検討が必要。
- エコツーリズムに取り組む意義である、地域の魅力の再発見やホスピタリティの向上など、地域の底力の増強がもっと必要。

【国に求める役割】

- 海外からの観光客の受け入れ戦略の立案が必要であり、各国に向けての情報発信やマーケティング調査については国に実施して欲しい。
- ツーリストの感じる価値のアピールや、利用者にとっての利益等、旅をする側の視点からの広報が必要である。
- ガイドのスキルアップ等の人材育成への支援は引き続き重要であり、「地域」、「タイプ」、「目的」などのそれぞれ取り組んでいるエコツーリズムを勘案したメニューの構築が必要。
- エコツーリズムに取り組む地域のフィールドは多種多様であり、資源のポテンシャル調査やモニタリングの手法等のモデルを作る必要がある。
- 地域がエコツーリズムに取り組む初期段階における行政の関与や支援方策の強化・充実が必要。

【環境省に求める施策】

- 環境省は、国立公園地域のエコツーリズムの推進に、もっと強いイニシアティブを発揮してほしい。
- 観光まちづくりに取り組む地域にとって「エコツーリズム推進法」の定義に基づく取組は重要な課題であり、普及啓発の具現化のため、環境省にはさらなるリーダーシップを期待する。
- エコツーリズムの現場における適正利用の方針や基準を導く方法の確立が必要であり、オーバーユース等の自然観光資源への影響について、早急に評価方法を確立し、計測する仕組みを整備する必要がある。
- 上記の課題について、国立公園を舞台にして環境負荷の調査手法等のモデルを作成し、それらのモデルを地域ごとに転換していくことも考えられる。
- 自治体ではモニタリング調査等に取り組んでいるが、その結果をどのように読み解し、活用するかが重要であり、情報解析のための専門家との連携の仕組みなども必要である。

【提言の構成】

- エコツーリズムの定義、概念（地域が守り伝えたいもの等）、他省庁との連携政策、自然観光資源の保全の仕組みや人材育成、国立公園内の取り組み、地域での取り組み、特に初動期における国のイニシアティブ等について、整理し提言案としてまとめていく。
- エコツーリズムの視点からどうやって世界にアプローチしていくのかといった、国際的な集客を見据えた人材養成、広報などの記載も必要。

(以上)

第4回エコツーリズム推進方策検討会議（議事概要）

1. 日 時

平成23年6月24日（金） 10:00 ～ 12:30

2. 場 所

経済産業省別館 共用1014号会議室

3. 出席者

（委員）※五十音順敬称略

海津ゆりえ、川嶋直、栗田慎也、下村彰男（座長）、山下正樹、横山隆一

（オブザーバー）

農林水産省都市農村交流課内田課長補佐

観光庁観光資源課井上ニューツーリズム推進官

（事務局）

環境省大臣官房審議官（自然環境担当）、自然環境局総務課長、

自然環境局総務課自然ふれあい推進室長、

自然環境局総務課自然ふれあい推進室専門官

4. 議 事

エコツーリズム推進方策検討会提言案について

（1）エコツーリズム推進方策検討会提言案（事務局説明）

（2）提言案の内容に関する検討

5. 主な発言要旨

【提言案全体に係る意見等】

- うまくまとまっているが、役所的な構成や表現となっており、インパクトに欠ける。
- エコツアー商品やプログラムなどの共同開発や情報交換等を行うことができる、エコツーリズムに取り組む主体向けの交流の場や情報交換サイト等があるとよい。
- 普及啓発について、ターゲットを明らかにした発信が必要である。（消費者向けなのか提供側向けなのか）
- 国民へのアピールのために、「三箇条」や「キャッチフレーズ」のような、よりわかりやすくインパクトのある表現を用いた構成にした方がよい。
- エコツーリストへのプロモーションの記述はよいが、旅行に求める嗜好の変化等、ツーリストの視点に立った記述等により、さらにエコツーリストが増えることにつながる。

【各項目についての意見交換】

（1 はじめに）

- エコツアー商品の流通について、旅行代理店からインターネット取引へ変化しつつあるが、さらなるエコツーリズムの普及のための旅行代理店の役割は依然として大きい。
- エコツアー商品の流通は直売が多く、代理店経由が少ないとの書きぶりではなく、マ

ツチングの仕方も変わりつつある中で、どうすればいいかとの表現が必要。

- 地域への支援、地域づくりへ係わるとの意志のもとにボランティアが動いた事を書いた方がよい。
- 提言構成上、「はじめに」があれば「おわりに」があった方がよい。
- 東日本大震災を契機とした価値観の変容を記載すべき。

（2 現状と課題）

- エコツーリズムの定性的なものは分かるが、定量的な把握が出来ていないという事を課題として挙げておいた方がよい。
- エコツーリズムを進めるうえで重要な「宝さがし」、「資源の掘り起こし」について、初動期の活動でふれる必要がある。
- エコツーリズムのタイプ分類について、分かりやすいマトリクスが必要。
- エコツーリズムのタイプ分類については、原始的な自然に分類される屋久島のような地域においても、脆弱な部分と多くの人を受け入れ可能な部分があり、このことについての記載が必要。

（3 展開の方向性）

- 戦略的に進めるには、目標の明確化、目標に対するアクションプランを定義し、達成指標を定め、スケジュールを決めていくことが必要であり、戦略的に進める事についての記述を入れた方がよい。

（4 国に求める役割）

- 初動期支援、広報等においては、エコツーリズムの潜在的活動に対して十分な配慮が必要。
- 広報に係る部分で、エコツーリズムに参加する人達を増やす、一般的な広報だけでなく、エコツーリストに向けに普及することについて記載すべき。

（5 環境省に求める施策）

- 求める施策の項目の表現を工夫し、分かりやすくする必要がある。必要に応じてサブタイトルを付ける。
- 各委員には表現に関するアイデアをいただいて、それを踏まえて最終案として、皆さんに意見を伺う。

【提言の完成に向けて】

- わかりやすい「提言概要版」を作成する。

以上